



単県道路維持事業と単県街路維持修繕事業の施工区分に関する覚書

技術基準の種類: 例規
通知日: 昭和59年 8 月15日

単県道路維持事業と単県街路維持修繕事業の施工区分に関する覚書

昭和59年度から単県街路維持修繕事業が創設されたことに伴い、道路維持事業の円滑な執行と一元化を期するために道路課長（以下「甲」という。）と都市計画課長（以下「乙」という。）とは、下記のとおり覚書を締結する。

記

- 1 乙は街路事業による道路を甲に引き渡すときは、次の関係図書により甲と事前に協議することとする。
工事図面（平面図、縦横断図、丈量図）、道路台帳、橋梁台帳、占用物件目録等
- 2 甲は、引継ぎを受けたときは、道路法に基づいて速やかに供用開始手続を行うこととする。
- 3 上記2の供用開始後であっても、街路事業が完了していない場合は、乙において維持修繕を行うこととする。
- 4 その他、この覚書に定めのない事項については、その都度協議の上取り扱うこととする。